

即一工場主ノ実弟一調停ノ勞ヲ執リ本月二十五日午後
八時三十分ヨリ工場事務所ニ於テ職工代表小林岡三外
ニ名ト會見交渉ノ結果妥協成立シタルヲ以テ別記協
定書ヲ作成午後十時同滿解決致候條以般及申(通)
報候也

追テ別記協定書中第五項金一封ハ職工一同ニ慰勞金
トシテ五十四、爭議費用トシテ五十四、職工代表謝礼ト
シテ五十四計百五十四ニ付申添候

協定書

大正十五年六月二十五日ヲ以テ藤原清江藤某外四名ニ對スル
勞資ノ爭議ニ関シテハ本日午後九時在御子船之新坂町ニ
〇七番地工場主五十氣田六郎方ニ於テ兩者ハ左記協定書
ヲ以テ茲ニ在御一切ヲ解決ス

記

- 一、生産品ヲ一日十台トシテ九名獲取ヲナスコト
- 二、一日ノ労働時間ヲ六時限トナスコト
- 三、但シ午前十時三十分ヨリ午後一時三十分迄トス
- 四、解雇手当一名ニツキ金一百圓ヲ支給スルコト
- 五、爭議ノ日給ハ左ノ割合ニテ支給スルコト

左